

少年非行の原因としての家族関係

金 英 淑

要 旨

引发少年非行の原因は多面的、主要有家庭、学校、社会等多种因素。其中，家庭的负面影响是导致少年非行的一个直接的、并且是重要的原因。为深入研究家庭问题和少年非行的关系及其影响，本文综合总结了对家庭与少年非行的关系所提出的精神分析理论、社会学习理论、社会纽带理论和实证研究的主要成果，对家庭中可能导致青少年犯罪的因素进行了分析探讨，并在此基础上对少年非行的防控工作提出了自己的见解。

キーワード……非行 精神分析理論 社会的学習理論 社会的絆理論 家族関係

はじめに

本稿は、日本における少年非行の原因としての「家族の関わり」について明らかにすることを目的とする。まず、少年非行の原因をどのように考えるべきかに関する3つの理論を取り上げて概観し、この理論の中から家庭環境と非行との間に密接な関連があることを導き出す。次に、日本における非行の研究では、家族がどのように位置付けられどのような議論がなされてきたかについて、非行と家族との関係に関する研究者たちの議論の動向を検討する。そして、次に非行統計や世論調査、非行調査に関する具体的な数字と少年犯罪の事例を取り上げ、少年非行と家族がどのように関わっているか現状を明らかにしたい。

一 少年非行の原因論

非行学の世界では、今日までに非行の原因論として、精神分析理論をはじめ、ラベリング理論、コントロール理論などさまざまな理論が主張されてきた。本節では、非行と家族をめぐる少年非行の原因論を考察する。非行の原因というのは、非行の発生と不発生を左右する条件で、この意味では非行の発生を妨げる条件の欠如も非行の原因である。これらを念頭に置きながら、これらの理論の中で非行と家族関係の問題を繋げる視点として、有効な示唆を与えてきた精神分析理論、社会的学習理論、社会的統制理論をそれぞれの代表的理論者が提起した内容につい

で紹介し、その理論と家族との関わりについて考察することにしたい。

1 精神分析 (Psychoanalysis) 理論

精神分析は、「無意識の動機を前提にして、人間の意識や行動を理解する方法である」¹⁾。

精神分析理論の創始者シグムント・フロイト (Sigmund Freud) は、当初、人間の心を「意識 (conscious)」、²⁾「前意識 (preconscious)」、³⁾「無意識 (unconscious)」の 3 領域に分けた²⁾。その後、発表した「自我とエス」という論文の中では、人格を「エス (Es またはイド id)」、⁴⁾「自我 (ego)」、⁵⁾「超自我 (superego)」という 3 領域から成立する心の装置として理解しようとした³⁾。そして、精神分析理論の研究領域では、非行をこの心の 3 領域、つまりエス、自我、超自我の力動的関係の障害とみなして研究がなされてきた⁴⁾。

以下、フロイトの人格構造論⁵⁾について概観する。

フロイトによる心の装置の中で、エスは生来的、素質的な無意識的、原始的な欲求や衝動の源である性的欲動 (libido) の貯蔵庫で、快感原則のみに従って人を欲望のままに行動させようと機能する。エスの中でもっとも強力で支配的なのが性的欲動である⁶⁾。自我は、エスの要求と外界の現実や超自我との間で、現実原則に従って、現実社会に適応しようと欲望を抑えたり、満足を先に延期させたりしながら、調整をはかる⁷⁾。超自我は通常「道徳性」や「良心」とよばれる機能で、幼少期の両親のしつけなどによって形成される。超自我は秩序や規範を重んじて、道徳的意識や恥や罪の意識が生まれるところである。フロイトの精神分析理論で、この超自我は、エディプス・コンプレックス⁸⁾を解決することで形成される。このエディプス・コンプレックスは精神分析で最も重くみられている概念である⁹⁾。

フロイトの精神分析理論¹⁰⁾によると、小児性欲の発達段階は口唇期 (または口愛期) (生まれ ~ 1 歳半)、肛門期 (1 歳半 ~ 3・4 歳)、男根期 (3・4 歳 ~ 5・6 歳)、潜在期 (5・6 歳 ~ 11・12 歳) に分けられる。この中で男根期はエディプス・コンプレックスを抱き始める時期であり、超自我の形成にあたってとても重要である。この時期子どもたちは初めに、性の区別に目覚め、性器に関心を向け、異性の親に愛情 (性的欲望) を抱くようになる。この段階になると、母親との依存的な甘えた関係を楽しんでいた幼児の世界に、男性としての父親が登場する。男の子は母親の愛を獲得するために、同性の親に対して嫉妬や敵意を抱き、その地位にとって替ろうとする競争的な立場におかれる。しかし、このエディプス欲望は禁じられ、異性の親を愛することが、同性の親から罰を加えられるのではないかという強い不安¹¹⁾ (例えば、「悪いことをした、だから、叱られる、復讐される、見放される、保護を失う」というようなことである。) と罪悪感を生じ、ついに同性の親と同一化するようになり、それほど著しくはないが異性の親との同一化も起こり、同時に両親は愛の対象ではなくなり、内面化されて、子どもの心の内部に存在して、あらゆる子どもの行動を監督する。異性親との同一化を乗り越えると、エディプス欲望は解決され、子どもたちの心のなかには、親のもつ権威としての道徳、良心、価値規範が内面

化され、超自我 自らの道徳・良心が形成される。よって、健康なパーソナリティが形成される。しかし、この解決に失敗すると、道徳・良心の発達が妨げられ、子どもは「正常な犯罪者」または「神経症的犯罪者」になる。

「正常な犯罪者」は、超自我が犯罪的なものとなり、パーソナリティの他の部分と葛藤がなく、パーソナリティ全体が犯罪に同一化している。「正常な犯罪者」は、犯罪をすることが自然で、犯罪をすることに良心の呵責がないのである。正常な犯罪者¹²⁾は、ゆがんだパーソナリティをもち、本能の持つ攻撃性や性的衝動を抑制できなくなる。この理論により殺人などの攻撃的犯罪者や性的犯罪者の心の動きが解釈されている¹³⁾。

「正常な犯罪者」に対し「神経症的犯罪者」¹⁴⁾は、エディプス欲望をいだいたことによって罪悪感をもち、その罪悪感が未解決のまま大きくなったことによって、自分自身を処罰し、この罪悪感から逃れるために、または自分が罪人であるという内面の意識を実現するために、罰せられたいと刑罰を望んで、無意識の力に駆けられて非行に走るのだという¹⁵⁾。安香宏は、「神経症的人格」の主要特徴として、自信の欠如・不安感と対人接触からのひきこもり・内向の2つを指摘し、この理論により倒錯的性非行や薬物依存などを解釈している¹⁶⁾。

上述したように、精神分析論は非行に対して精神医学的・心理学的角度からアプローチし解釈がなされたもので、良心という超自我が形成される3~6歳の男根期を重視する。これらに共通する点は、非行行動の経過を家族内の生活歴に関連付け、非行の原因をエディプス期に親との関係がうまくいかず、歪んだパーソナリティの形成によるものとして、非行少年を社会化過程での失敗者とみる理論¹⁷⁾である。この理論では、父親と母親が子ども、特に幼児期以後のパーソナリティ形成において重要な役割を果たしており、親のコンタクトの取り方としつけ方の誤りが、子どものパーソナリティをゆがめ、非行を誘発する¹⁸⁾という点で、家族と非行が関係することを示している。

2 社会的学習¹⁹⁾理論 (social learning theory)

バンデュラは、社会的学習の枠内で、子どもの行動の新しいパターンは直接経験によるか、もしくは他人の行動を観察することによって習得されるという。前者は「直接経験による学習」説で、後者は「観察学習」説である。「直接経験による学習」は基本的な学習様式で、ある行為に対する罰や報酬によって決定される²⁰⁾。

バンデュラは、従来の社会的学習理論である「直接経験による学習」説による、「反応を遂行し、その結果を体験することによってのみ、学習は成立するものだ」という考え方は、「行動の獲得と変容の過程についての研究」の範囲を狭くした²¹⁾と指摘したうえで、モデルの行動を観察する(無試行・無報酬で)ことによって、あるいはまた認知的な活動に伴って学習が生じ得るといふ「観察学習 (observational learning)」説を提案した²²⁾。この説は、ミラーとダラードによる「社会的学習と模倣 (Social learning and Imitation)」説に端を発している²³⁾。

観察学習説で、代理強化 (vicarious reinforcement) とは、モデルの行動が報酬を受けたり罰せられたりするのを見ることによって、観察者の行動が変化することを指している²⁴⁾。この理論によると、モデルの行動を観察する子どもが自分自身でその行動を行う機会がなくとも、あるいは外部から直接強化が与えられなくても、代理強化及び自己強化によって学習が成立するという²⁵⁾。

バンデュラらが、子どもを対象に行った実験的研究の結果では、モデルの攻撃反応に報酬が与えられれば、それを観察した子どもは、モデルの行動を再現できたのに対して、同じモデルの攻撃反応が罰せられるのを観察した子どもは、モデルの行動を再現しようとしないう傾向を示すことが明らかになった²⁶⁾。

バンデュラによると、観察者とモデルの間の人間関係上の好ききらいは、観察的な経験を決める最も重要なものである²⁷⁾。また、どのモデルが注意深く観察され、どのモデルが無視されるかを決める要因の中には、「モデルの行動を学習して手に入る誘因」、「観察者の動機づけの状態と心理的特徴」、「モデルの勢力や対人魅力などモデルの身体的・獲得的特徴」が含まれるとした²⁸⁾。したがって、社会的学習理論を家族と結びつけてみると、子ども（観察者）と家族構成員（モデル）の間に信頼的人間関係が築かれていて、子どもが家族構成員の祖父母や両親、きょうだいやその他親族に対して愛情や魅力を覚えるときには、誰でも子どもの観察学習の対象に成りえるといえるだろう。ゆえにもし、子どもが家族構成員中の悪徳者や犯罪者など悪しき人物に対して、愛情や信頼や魅力を覚えてモデルとする場合は問題行動や非行に走りやすいと考えられる。

3 社会的絆理論

以下、T.ハーシ (Harschi, T.)、麦島文夫、福島章、藤岡淳子らの論文²⁹⁾を引用しながら、社会的絆理論について概観してみよう。

社会的統制理論 (social control theory) は、アメリカでは 1950 年代末から 60 年代にかけて、日本では 1970 年代に入り出現しあるいは問題とされたものである。

社会的統制理論は、非行行動への動機づけを人間の本性の一部と解し、人間はいろいろな社会的な抑止や統制によって自分の自由な行動を束縛されており、この抑止や統制が弱められたりなくなったとき、その縛りから解放され非行を犯すようになる、とみる理論である。アメリカ犯罪学者ハーシの社会的絆 (social bond) 理論は、こうした社会的統制理論のひとつである。

1960 年代、家族を非行の主要因として扱うことを拒否するアメリカの社会学の傾向に反対して、ハーシは人間行動理解にとっての家族の重要性を改めて強調した³⁰⁾。

ハーシは、これまでの「非行少年はなぜ非行を犯したのか」と非行行動へ動機づける要因をさがす研究者たちとは逆に、「少年はなぜ非行を犯さないのか」³¹⁾という問いを発し、生来犯罪行為をする能力を持つ少年が非行を行わないのは、直接の社会的コントロール(外的制約や罰)

のほか、間接的には社会的規範を内面化し、他人の要求を考慮し感受することができるからであり、この感受性によって、少年たちは社会に結びつけられており、この遵法的な秩序・社会への「社会的絆」が弱かったり、断ち切られたりした時に非行行動が起これるとする社会的絆の考え方を示した。ハーシのこの考え方を非行原因としての社会的絆理論という。

ハーシは、少年が非行を犯さないのは、少年と社会との絆が次の4つの要素によって強化されるからだと考えた³²⁾。

愛着(attachment)：愛着による絆であり、両親をはじめとする家族や教師、友人など、子どもにとって親密な人々に対して抱く愛情や尊敬の紐帯、職場・学校やクラブなどの集団への愛着心をいう。つまり、情緒的繋がりの糸である。家族、教師、友人、集団への愛着は、彼らに受け入れられ、承認されるために同調行動をもたらす。愛着は社会的絆のなかで最も重要なものとされる³³⁾。これは精神分析理論でいうところの、超自我や良心にあたる³⁴⁾。

生活上の投資(commitment)³⁵⁾：遵法的社会で子どもが培ってきた合理的な投資からくる遵法社会とのつながりで、非行行為を行なうことによる損得計算や心配の意のことである。この損得計算や心配としては、たとえば、非行をして発覚すれば、自分がこれまでに遵法的な行動によって学校、社会、地域、家庭の中で得てきた良い評判や名声、地位、信頼などと、せっかく身に付けた能力・機能がなくなるとか、周囲特に両親からの愛情の喪失などが挙げられる³⁶⁾。これはフロイトの精神分析論でいう自我による統制に重なる。

巻き込み(involve)ment³⁷⁾：社会内の慣習化した役割の意で、子どもが健全な活動(家庭での手伝いや学業、スポーツや仕事など)に時間と精力を集中することによって忙しくなり、非合法的なものに関わる時間が少なくなる³⁸⁾。またその役割を果たす中で楽しさを感じると、非行をする気持ちにもなれない。

規範観念(belief)³⁹⁾：社会的規則や法律・規範の妥当性を信じて尊敬し⁴⁰⁾、それに沿って行動することと独善的思考を排することである。少年が、社会的規則や法律、規範の大切なことを信じているかいないかによって、非行を犯す危険性には大きな差異が生ずる。

以上はハーシの社会的絆理論の概要である。つまりこの理論では、ある少年が家族に対する愛情を失ったり家族の自分に対する評価に全くこだわりをもたなくなった場合、家族の負因が少年の現在獲得しているものと、これから得たいと望むものための投資を非効率なものにしたり、あるいは投資自体を不可能にしたりするなどの場合、遵法的な社会につながりとして家族と少年を結んできた紐帯が切断され、非行に走るのである。こういう点で、社会的絆理論は、非行と家族の密接な関わりを指摘した理論といえる。従来の非行の要因として指摘されてきた、貧困家庭、ひとり親と両親のいない家庭、人格負因などは否定的要因であるのに対し、ハーシの社会的絆理論での4つの要素は非行抑制要因であるから肯定的要因であると考えられる⁴¹⁾。

4 まとめ

以上、非行の原因論として精神分析理論、社会的学習理論、社会的絆理論を概観してみた。これまでの理論から、家庭は子どもが生まれ、初めて接する社会として、子どもの良心が培われ、道徳性の基本は、幼児期、児童期に家庭を中心に社会化されるということが導き出される。これは、精神分析理論、社会的学習理論、社会的絆理論の中でどの理論をとってみても共通している。これらの理論は非行発生の家庭要因を理解するに有効な理論であり、子どもの非行の原因を探る際に家庭の問題を切り離して考えることはできないと言えるだろう。さらに、これらの理論は非行の一般化傾向に関する家庭要因を考察し、家庭における少年非行の一般化傾向の予防・再犯防止策を探る際に強力な武器になり、有効な予防・更生策を示唆できるだろう。

精神分析理論と社会的学習理論は、子どもの人格形成家庭における父親と母親の役割をさぐるのに重要な手がかりとなるだろう。また、社会的絆理論での両親やその他の身近な人々に対する子どもの愛着、趣味、スポーツ・その他の合法的な諸活動への自己包絡、よい自己観念、将来への明るい展望と目標達成意欲など「非行抑制要素」は主として家庭で培われると考えられる。

二 少年非行と家族関係

非行について論じるとき、すでに触れた非行に関する諸理論で共通するように少年が生活する場としての「家族」について考えないわけにはいかない。非行研究において、家族に焦点を合わせた犯罪学理論および刑事政策の実務は、一般に「原因としての家族」、「隠れた被害者としての家族」、「社会復帰のための家族」という3つの方向から検討されてきた⁴²⁾。

本節では、まず、非行の研究において、家族がどのように位置付けられ、どのような議論がなされてきたか、この順にしたがって非行と家族の関係を考察してみる。次に、非行統計や世論調査、非行調査に関する具体的な数字と少年犯罪の事例を取り上げ、現実的には、少年非行と家族がどのように関わっているかを明らかにする。

1 少年非行と家族関係に関する学説

(1) 非行原因としての家族

1930年代以降、集中的な研究がなされてきた「非行の原因としての家族」という学説⁴³⁾は、従来の非行の研究において、非行の原因解明を中心にかかわってきた⁴⁴⁾。家庭は、子どもが生まれ育ち、はじめて社会関係を結ぶ第一次的な社会化の場である。既に触れた精神分析理論、社会的学習理論、社会的絆理論に共通して見られているように、良心や道徳性の形成など子どもの社会化に果す家庭の役割は重要である。

この学説では非行前の家族問題として、家庭内における子どもへの無関心（放任）、体罰、過干渉などは、子どもに情緒不安定をもたらして非行を動機づけたり、子どもが親への同一化や親への愛着などが形成されなかつたり消滅したりすると、子どもの人格形成や人間関係形成の上で障害が残されたりして非行の原因となるなど、主として定位家族におけるマイナス要因を非行の原因とする。つまり、非行を家庭における子どもの社会化の失敗だと考える立場である⁴⁵⁾。

（2）社会復帰のための家族

「非行原因としての家族」という学説が、非行前の家族問題として、非行を家庭における子どもの社会化の失敗だと捉えているに対して、「社会復帰のための家族」という学説は、非行後の家族問題として、家庭を非行からの回復の場として捉えている。つまり、非行少年が矯正施設を出た後の身元の引き受け皿及び非行少年の再社会化の場として、非行少年の社会化のやり直し過程における家族の役割を重視し、社会復帰ための第1段階に家族を位置づける立場に立っている。

非行少年の円滑な社会復帰を実現するためには、愛と信頼を基盤に形成された人間関係の下で、現実の生活面における保護・訓練・指導が必要であるが、現代社会においてこの条件を満たしているのは家庭の中でしか見出すことができない⁴⁶⁾。家族は、学校や職場をも含めて少年と地域社会とを結びつけ媒介する基本的集団として、深い情緒的絆と愛、信頼を基盤とする人間関係が形成されているため、子どもの社会化に失敗して非行少年を生み出したとしても、適切な指導と援助がなされれば、その社会化の機能を効果的に発揮させ、非行少年の再社会化を実現させる可能性が大きいと言えるだろう⁴⁷⁾。

（3）隠れた被害者としての家族

望月嵩は、犯罪ないし犯罪者の研究における家族へのアプローチに対する一つの問題提起として、従来犯罪ないし犯罪者と家族との関連を論じるとき用いられてきた「原因としての家族」の理論と「更生の場としての家族」という理論の矛盾点を指摘し、「被害者としての家族」というもう一つの側面からアプローチする研究の新しい方向を示唆した⁴⁸⁾。

この学説は、家族が直接非行の被害者となったという意味ではなく、家族構成員の中に非行少年がいることによって、非行少年を生んだ家族として社会から非難され、肩身の狭い思いをさせられるなど、社会から非行少年自身であるかのような扱いをうける⁴⁹⁾という意味である。家族を子どもの立場から見ると定位家族であり、この家族を支える人間関係は親子関係で、「血縁」という紐帯によって結ばれている。現代の日本の制度は、「家族のための個人」という家制度が廃止され、「個人のための家族」を立脚点とした夫婦家族制であるが、血縁を紐帯とする「家意識」と「家族的連帯感」はまだ根強く残存している。そのため、非行少年の家族は、マス・メディアによる報道により大きく取り上げられ、非行少年自身であるかのように社会から非難、攻撃される。個人としての自由、名誉、地位などが傷付けられるだけではなく、「犯罪者の家族」

と烙印され、日常生活さえも阻害され「隠れた被害者としての家族」という地位に置かれる⁵⁰⁾。

藤田弘人は、「非行少年を生み出した家族」が、「加害者側の水準で社会的に扱われている」ことについて、「非行少年の社会復帰にとってマイナスの要因となっている」とし⁵¹⁾、新しく注目されている「隠れた被害者としての家族」という視点の必要性を指摘した。

以上を総括すると、家族は非行の研究において「非行原因としての家族」、「社会復帰のための家族」、「隠れた被害者としての家族」という3つの視点から議論されてきたことが分かる。もちろん、家族と非行の研究においてこの3つの視点は欠かせないことは言うまでもない。非行の原因を究明し、非行の予防策を探るに当たって、「社会復帰のための家族」が非行後の再非行防止の機能を果たしているため、非行を事前に予防する「非行抑制機関としての家族」という視点も不可欠だと思う。なぜなら、非行は家庭における子どもの社会化の失敗で、子どもが良心、道徳性、規範意識や罪の意識を身に付けていない場合起こる。既に述べた精神分析理論、社会的学習理論、社会的絆理論の中に共通して見られるように、子どもの社会化によって、良心や道徳性や罪の意識は幼児期、児童期に主に家庭で植えつけられ、実現されるからである。

2 少年非行の実情と家族の関係

非行の要因として、多くのメディアによって「有害環境」とよばれるポルノ・暴力・恐怖などを売り物にした俗悪な出版物やゲームセンターなどの享楽施設の増加をはじめとする少年を取り巻く消費・文化環境の悪化や、学力重視の学校教育などもあげられるが、「何と云っても家庭の問題がその主な要因であることに異論がない」⁵²⁾。そこで各種の非行統計や世論調査、非行調査や少年犯罪の事例分析をもとに、家庭のどのような側面に非行の要因が求められるかを探ってみることとする。

(1) 少年非行統計から見た家族・家庭環境の特色

家族構成員の誰かが、非行を犯したとき、まず非行少年を生み出した家庭に批判の矛先が向けられがちである⁵³⁾。そして、少年非行との関連で家族が検討される場合、非行の原因もしくは背景として葛藤家庭、不道徳家庭、ひとり親と両親のいない家庭、貧困家庭など問題がある家庭が取り上げられ注目される。統計的に見る⁵⁴⁾と一般保護少年の中で、貧困家庭⁵⁵⁾に属する者は1955年には72.8%、1960年には68.2%を占めており、両親が実父母以外の家庭に属する者は1955年には54.9%、1960年には52.9%を占めるなどその割合はかなり高いものであった。この数字は、非行少年の中で半分以上の両親が実父母以外の家庭または貧困家庭の出身者であることを裏付けている。確かに、全体的に見て、貧困家庭の子どもの方がやや非行に陥りやすいことは争えないし、ひとり親家庭・両親のいない家庭と非行との関係も古くから強調されてきた⁵⁶⁾。貧困による狭い居住環境のもとでは家庭内葛藤が起こりやすく、家庭内慰安や安定を欠き、しつけや教育を不十分にするなど諸負因を生ぜしめるし、ひとり親または両親がいないのは家庭の基本的な機能遂行上のハンディキャップとなり、貧困、継子のいじめ、子どもの不

適切な取り扱い、社会的同一視の形成やしつけの不足、監督の欠如、愛情飢餓など、子どもに経済的、情緒的安定を十分に与えられない。よって、家族成員特にひとり親と両親がいない家庭や貧困など劣悪な家庭環境は、少年の健全な人格の発達を阻害し、非行の重要な原因であると考えられてきた⁵⁷⁾。

しかし、1964年からはこうした状況に変化が現れた。昭和54年犯罪白書は、「昭和30年において、実父母がそろっている少年の割合は45.1%、経済的生活程度が普通以上30.6%であったが、40年以降、これらの状況が急に好転し、52年においては、それぞれ75.8%、85.8%となっており、ひとり親と両親のいない家庭や、家庭の貧困といった要因のみによって、最近における少年非行を理解することが困難となっている⁵⁸⁾」と発表した。

一般保護少年の家庭状況をまとめてみる⁵⁹⁾と、一般保護少年の中で、貧困家庭に属する者は1955年の72.8%から1964年の31.7%と、ひとり親と両親のいない家庭に属する者は1955年の54.1%から1964年の29.3%と激減している。その以後は増減を繰り返しながら、1995年には貧困家庭に属する者が8.0%、ひとり親と両親のいない家庭に属する者は29.7%に微増している。

このことから、既に拙稿⁶⁰⁾でも述べたように、従前の伝統的非行とは異なり、現代型非行では経済的には中流家庭で、両親も揃っているごく普通の家庭での非行の出身者が多く、伝統的に指摘されている事項だけでは少年非行の原因のすべてを説明することはできなくなったことを示している。

(2) 世論調査から見た家庭の非行化要因

戦後60年間核家族化と少子化が進む中で、父親や母親の役割観や親子関係を中心とする家族観などの変化によって、子どもを取り巻く家庭環境は大きく変化してきた。これに伴って、非行の家庭要因も変化してきたと思われる。そこで、過去の幾つかの世論調査を取り上げ、家庭における非行の要因について一般的にどのように考えられてきたかを見ることとする。

調査結果から見た家庭における非行の要因は表1の通りである。表1からは、子どもを非行に走らせる家庭要因の変化を以下のようにまとめることができる。

1950年調査では、終戦直後で戦争によって多量に発生した貧困家庭、ひとり親と両親のいない家庭が、子どもに対する親の躰、家庭不和、愛情の欠如と生活的不安定をもたらすとし、それを子どもが非行に走る原因だと考える者が多かったことがうかがえる。このような傾向は、1955年調査でも見出すことができる。しかし、非行の一般化傾向が指摘された1965年調査では、ひとり親と両親のいない家庭が7%、貧困家庭が4%、家庭に不和が32%を占めるなど、従来の貧困家庭、ひとり親と両親のいない家庭を非行要因としてとらえた傾向から、家庭の雰囲気や親の養育態度を問題視する傾向に変わっていくことがわかる。

さらに、1970年代後半からは、産業化・都市化における職場と家庭の分離と核家族化は、単身赴任などによる父親不在の状況を生み出し、それが次第に進化して母子密着による過保護、

過干渉と放任、同一化の対象の喪失など様々な歪みをもたらしたといえよう。

「少年非行問題に関する世論調査」では、「親の教育方針が進学中心に偏っている」が 1988 年の 30.4%から 1995 年の 34.5%と増えている。この数字からは、知育偏重・高学歴志向の現代的風潮の中で、一般の親は、競争に勝って、一流高校、一流大学と高学歴を身につけて一流企業に入社することが生活の安定につながり、また幸せにもつながると確信し⁶¹⁾、期待過剰な親は子どもの学業成績の向上、ひいては高学歴取得のみを期待している⁶²⁾親が年々増えていることがいえよう。

また、従来指摘されてきた家庭におけるひとり親と両親のいない家庭や貧困が、非行原因として重要なのではなく、家庭内における不適切な親子関係、家族間の不調和や葛藤、不健康な緊張状態、意思疎通の欠如などという人間関係の障害がもっと重要な非行原因として着目され、重要な位置を占めるようになっており、家族の役割機能特に親の内的統制、柔軟な対応など根本的な姿勢のあり方が問われる時代になっているといえよう。

表 1 世論調査からみた家庭の非行化要因

	年次	世論調査タイトル	家庭における非行要因	割合
1	1950 年	「青少年不良化防止に関する世論調査」— 国立世論調査所	親の嫉、家庭不和、愛情の欠如 生活の不安定、小遣の不足	42.9% 17.4%
2	1955 年	「青少年問題に関する世論調査」— 内閣総理大臣官房審議室	家族教育能力の低下 特殊な悪条件の家庭	25% 24%
3	1965 年	「青少年問題に関する世論調査」— 内閣総理大臣官房審議室	家庭の不和 親が子どもを放任している 親が留守がちである 片親または両親がいない 親が子どもを理解できない 親が子どもを甘やかしている 家庭が貧しい ない、わからない	32% 19% 10% 8% 7% 7% 4% 13%
4	1977 年	「非行原因に関する総合的研究調査」— 総理府青少年対策本部 (現総務庁青少年対策本部 ⁶³⁾)	親のしつけや親子関係 家庭環境の貧しさ	61.4% 16.9%
5	1985 年	「少年非行問題の調査研究」— (財) 日本教材文化研究財団 ⁶⁴⁾	しつけや教育に対する親の主体性のなさ 母親による過保護や過干渉 父親の影響力の低下	65.3% 53.2% 45%
6	1988 年	「少年非行問題に関する世論調査」— 内閣府政府広報室 ⁶⁵⁾	幼少期からの家庭でのしつけが不十分 親が子どもを甘やかしすぎている 親と子どもの会話、触れ合いが少ない 親の教育方針が進学中心に偏っている 家庭内が円満でない 親の権威が低下している 親が子どもに干渉しすぎている 親の生活態度が悪い 親が子どもを放任している 親が子どもに厳しすぎている	48.3% 42.2% 41.2% 30.4% 27.4% 26.8% 22.7% 20.7% 19.6% 6.4%

7	1995年	「少年非行問題に関する世論調査」— 内閣府政府広報室 ⁶⁶⁾	幼少期からの家庭でのしつけが不十分 親と子どもの会話、触れ合いが少ない 親が子どもを甘やかしすぎている 家庭内が円満でない 親の教育方針が進学中心に偏っている 親の権威が低下している 親が子どもを放任している 親の生活態度が悪い 親が子どもに干渉しすぎている 親が子どもに厳しすぎている	53.1% 49.1% 44.7% 38.4% 34.5% 30.9% 30.2% 27.6% 20.8% 6.8%
8	2001年	「青少年規範学習と逸脱抑制に関する研究」— 青少年の発達環境研究会 ⁶⁷⁾	家族生活の満足度 小遣いが少ない 家庭の収入が少ない 家が狭すぎる 親が自分を理解してくれない 家庭内の争いごと 父親と自分がうまくいっていない 欲しいものを買ってくれない 親同士がうまくいっていない	75.5% 24.3% 22.3% 21.0% 15.3% 13.5% 13.2% 12.2% 11.0%

(3) 非行調査からみた家庭の非行化要因

家庭における非行化要因に関しては、非行少年と一般少年を対象とした4つの調査結果を踏まえて検討することとする。

星悦子ら⁶⁸⁾は1974年6月～9月及び1975年7月～10月の間、517名の非行群と757名の一般群を研究対象として、両親についての認知像を比較調査した。非行少年と一般少年の両親についての認知を比較し、差異を次のようにまとめている。

- 第1 非行少年は一般少年に比して父及び母からのコントロールを強く認知していた。このことから、非行少年の家庭からの疎外感の存在が示唆された。
- 第2 非行少年は一般少年よりも、全体的傾向として親子関係を否定的に認知しており、特に父子関係を否定的にみていることが指摘された。この父子関係の障害が、少年の父への同一視の不成立を困難なものとし、その結果として非行少年の青年期発達課題達成の遅滞の可能性が示唆された。
- 第3 非行少年は一般少年に比して父親を社会・職業生活志向的と認知するものが多かった。
- 第4 非行少年は一般少年に比して母親を家庭や家族に無関心という価値志向性を有していると認知するものが多かった。

伊藤富士江⁶⁹⁾が東京、千葉、埼玉において、1984年7月～10月の間、性非行で補導された女子251名、および比較群として1985年4月に都内私立高校の性体験のない一般女子生徒133名において家庭的背景および性行動と性意識などについての実態調査を行った。家庭的背景に関しては次のようにまとめている。

- 第1 性補導女子⁷⁰⁾は同年齢層の一般女子と比べて、明らかに親の保護や監督の目が届きに

くい状況にいるものが多いといえる。その傾向は売春群に顕著で、15歳以下の年齢の低い者に強く表われている。

第2 全体的傾向として、売春群は貧困家庭が多く性非行群もそれに近い。

第3 親の干渉や厳格な態度は10代の女子少年が共通して感じる不満な点であって、性補導女子のみの問題とはいえない。性補導女子にとって問題なのは、家族の結びつきが弱く、家庭が暗いと感じる状況に継続的に置かれている者が多いことである。この点に性非行との関連を指摘できる。

総務庁青少年対策本部は1977年、1988年と1998年3回にわたって、「非行原因に関する総合的研究調査」を行った。麦島文夫、大川力⁷¹⁾は1977年と1988年の過去2回に実施した調査結果と1998年の調査結果を比較し次のようにまとめている。

第1 20年特に1988年～1998年までの10年間、単親家族がやや増加した一方3世代家庭⁷²⁾もかなり増加しており、また一般群は補導群より3世代家族の率が高い。非行化要因として単親であることが依然として重要な要因であると共に、反非行化要因としての3世代家庭の役割が以前よりもウエイトを増している。

第2 子どもに関わる家庭の文化レベルが低下していることが非行化に及ぼす影響がますます重要になっている。

第3 両親への同一視の乏しさ、親の愛情感得の乏しさと厳しさへの反発、家庭内の暖かさの欠如と信頼の無さ、親の暴力などが子どもの非行化の要因となっている。

法務総合研究所⁷³⁾が2003年に行った「最近の強盗事犯少年の実態及びその問題性」に関する特別調査によると、強盗事犯少年中、実父母が揃っている割合は58.6%であり、実母のみが21.5%、実父のみが8.1%、義父実母が7.2%、実父義母1.9%と続いていた。

また、強盗事犯少年の家族関係については、「問題なし」は4割弱にとどまり、6割は何らかの問題を抱えており、問題の中では「家族と情緒的交流なし」が最も高い割合となっている。「家族と不和」の者は15%程度にとどまるものの、「家族と情緒的交流なし」と「家族から疎外」を併せると3割を越え、前者の2倍となっている。

保護者の指導力については、「問題なし」が4分の1弱にとどまっているのに対し、「放任」の多さが目立つ。実父母が揃っている家庭における保護者の指導力についても、「問題なし」は3割にとどまり、「放任」が3割を占めるなど、指導力の欠如は明らかである。

法務総合研究所はこの調査において、家庭の多くは実父母がそろっており、家族間に対立関係が生じている家庭もさほど多くはないものの、内実として放任する保護者が多く、保護者の指導力が適切に発揮されなかったり、家族間の情緒的交流が乏しかったりなど、家族機能が十分に働いていない家庭が多いと指摘した。

以上の非行調査結果から、少年の非行化を促進するように作用すると見られる「家庭にかかわる要因」としては、親が子どもに対する過干渉、監護能力の欠如と親子間コミュニケーション

ンの機会の乏しさ、親が子どもへの愛情と子どもが親への愛着の乏しさ、家庭が子どもに情緒的安定を与えてないことなどとすることができる。

(4) 少年犯罪の事例からみた家庭の非行の要因

ここでは、具体的な少年犯罪事例をもちいて、少年たちを犯罪に走らせた家庭要因について探ってみることにする。3つの事例はいずれも特定ケースではなく、1つの典型的例と思われるものを取り上げたことについて先にお断りする。

事例1 家庭での居場所がなくなるのを恐れて6人を殺傷した少年A

少年A(15歳)は2000年8月14日午前2時ごろ、大分県野津町の近所に住むI氏一家6人を殺傷した。少年Aは高校1年生で、共働きの両親と会社員の兄、祖母の5人⁷⁴⁾暮らしの家族であった。小学校時代は、いたずらが多く、中学校ではバスケットボール部に所属した。2000年4月、県立高校に進学したが、希望した実業系ではなく、普通科に合格した。高校入学後、軟式野球部に所属したが溶け込むことができず短期間で退部した。友達の付き合いがうまくいかなかったため、悩みを打ち明ける相手がいなかった。

フェティシズム⁷⁵⁾の兆候があった少年Aは、7月から脚立を使うなどとして、I氏の家に侵入し、女性の下着を盗むようになった。8月2日ごろの夜も、脚立をI氏の風呂場付近に持ち込んだが、気がついた家人が出てきたため失敗した。

数日後、I氏から少年Aの母親に、少年Aが「風呂場をのぞいているようだ」との連絡があり、父親からは「夜中にぶらぶらしているようだが、なにかあったら一番先に疑われるから気を付ける」と注意された。

事件前日の朝、別の用件で少年Aの家を訪れたI氏は、母親に少年Aが自分の家に忍び込んで下着などを盗んでいるらしいと伝えた。少年Aは母親に問い詰められたが否定した。

少年Aは、自分が下着を盗んだことが発覚し、厳格な父親に知られたら、地域社会で居づらくなるのはもちろん、家庭内でも自分の居場所がなくなることを恐れた。少年Aは、精神的に追い詰められたすえ、I氏一家全員を殺害し口封じをしようと本犯行に及んだ。

少年Aは、フェティシズムに悩んでいたはずだが、その悩みを親に打ち明けられなかった。本事件からは、家族において信頼と愛情に基づいた親子関係が成り立っていないことと父親の厳しいしつけが原因で少年Aが非行に走ったといえるだろう。もし、親が問い詰めるだけではなく、少しでもフェティシズムについての知識を持ち、早めに少年Aの異常に気がいたら本事件は事前に防ぐことができたのではと思われる。玉井正明・玉井康之⁷⁶⁾は、本事件の起きた家庭の背景として、家庭において十分な愛情を受けていなかったと指摘した。

事例2 祖父母の束縛から脱するために殺人に走った少年B

少年B(17歳)は2000年5月1日午後6時10分ごろ、愛知県豊川市のKさんの家において、Kさんの妻を金槌で数十回殴ったうえ、包丁で首や顔など40カ所を刺し死亡させた。帰宅したKさんは首などを切られ軽傷を負った。少年Bは高校3年生で、父母は少年Bが1歳半のとき

に離婚をし、中学教師の父と父方の祖父母の4人家族であった。少年Bは性格が明るく活発で、まじめで成績も優秀だった。近所では「いい子」として、学校では「まじめで、規範的生徒」と評判が高かった。中学時代には体育が苦手で、希望していた公立高校には進学できなく、私立に受かった。進学校の中でも成績が優秀で一流大学を目指す「特進コース」に在籍し、テニス部活動も熱心だったが、事件の数日前に退部した。

父親は勤務する中学校のバスケットボール部顧問なので毎夜10時頃に帰宅し、少年Bと顔を合わせるのには朝食を一緒に取るときだけで、会話はほとんどなかったという。少年Bは幼いときから祖父母によって養育されて、祖母を「おかあさん」と呼んだという。少年Bが祖父に「社会勉強のためアルバイトをしたい」と言った時、「欲しいものがあれば買ってやる。そんな暇があるなら勉強しろ」と、また「オートバイの免許をとりたい」とお願いしたときも反対されたことから、少年Bの心情や欲求を無視して祖父(元教師)の価値を押しつける養育態度を垣間見ることができる。このように少年Bは、「父性のなさ」⁷⁷⁾と祖母による溺愛、そして祖父母による過干渉のもとで養育され、勉強に関しては過重な期待が寄せられたのではないかと見られている。

本事件は、祖父母の期待に応えようとずっと「いい子」を演じてきた少年が、家にいると勉強しろとばかり言って腹が立ったと話したように、実際は内面に祖父母に対する不満を蓄積し、耐えられなくなって一気に爆発させたケースであるといえよう。玉井正明・玉井康之⁷⁸⁾は、本事件について、祖父母の呪縛を解くための反抗が、祖父母の代理人として外部の老人に向けられたという考え方を示した。

事例3 親への恨みで高速バスを乗っ取った少年C

少年C(17歳)は2000年5月3日午後1時35分ごろ、佐賀発福岡行き高速バスを乗っ取った。乗客一人を殺害し、少女に刃物を突きつけて籠城したが、4日に警察により逮捕された。この事件の起こる前に、少年Cは中学校を襲撃して、5人から15人を殺害する計画を立てていたと言われる。それは、本少年が中学生の時に、いじめられたのでその復讐を考えたのではないかと見られている。

少年Cは無職で、建設機械の営業マンの父親、保健師の母親と中学生の妹4人の家族であった。小学校の時から成績はよく、公立の中学校に進学し、科学部と美術部に所属していたが、すぐ退部した。高校入試直前の3学期に、同級生に校舎の2階の非常階段から飛び降りることを強要され実行し、腰椎骨折の重傷を負った。高校の入試試験は病院で受け、希望した高校には不合格となり、私立高校に入学したが9日だけの出席で休学のまま退学した。その後は、家に引きこもり、家庭内暴力も振るようになった。

両親は少年Cの希望どおりに、パソコンを買い与えた。父親は真夜中に足げにされ、頻繁にドライブを強要されたが拒否せず耐えてきた。ある日、少年Cの部屋で犯行をほのめかす遺書や包丁、催涙スプレーなどを発見した母親は強い不安を抱き、警察や保健所などに相談したが

たらい回しされた。その後、精神科医に相談し、父親との協議の上、国立肥前療養所に少年 C を強制入院させた。

この事件からは、「子育てに自信なさ」の両親と、父親として子どもに対し自分の意見を述べようとしなくて我慢する「父親権威の欠如」が窺える。なお、事件後「親に裏切られた」という少年 C の供述からは、高校を退学し家に引きこもっている少年 C にとって、家と両親は唯一の居場所と愛の対象となっていたが、強制入院により「自分の居場所のなさ」と「自分に対する親の愛情の不信感」から親に敵意を強く感じたのではと考えられる。

玉井正明・玉井康之は、本事件について、事件後の「病気でなくても入院させられた」「おぼえておけよ。ただじゃないから」「親の困った顔を見たかった」などと話した少年 C の言葉から、親への恨みが事件の遠因になったことが感じられる⁷⁹⁾という考え方を示した。

以上の少年犯罪の事例分析で言えるのは、親子の愛情と信頼関係の欠如、家での子どもの居場所のなさ、親の子育てについての自信のなさ、子どもに対する親の過干渉、期待加重などいずれの事例においても家庭がかかわっていることは確かである。これらの家庭問題は、非行の直接原因ではないにしても、深くかかわっていることを知ることができよう。

(5) まとめ

以上少年非行統計、世論調査、非行調査、少年犯罪の事例分析に分けて、家族のどの要因が少年の非行化を促進しているかについて検討してきた。これまで述べてきた家族の非行化要因をまとめると、非行少年を生み出す家庭では、次のような傾向が見られている。

死別によるひとり親と両親のいない家庭率が減少したが、離別によるひとり親の家庭率は依然として一定の比率を占めている。

子どもへの愛情が乏しい、または親への愛着が乏しい。

親の監護・監督能力やしつけ教育の欠如。(相談に乗らない親、放任、無関心等)

子どもへの過保護・過干渉⁸⁰⁾。

子どもに情緒的安定を与えてない。(家庭の不和、親の喪失、不在等)

親子間のコミュニケーションの希薄さ。

これらが、家庭における少年の非行化の原因だとみられる。貧困家庭やひとり親と両親のいない家庭は減少したものの依然として一定の比率を占めており、その影響を無視することはできないが、両親が揃って経済的には何の問題もない家庭が増えているのも事実である。そこには家庭の不和、親への愛着の乏しさ、子どもへの愛情の欠如、放任、溺愛等という歪んだ親子関係、家庭問題が潜んでおり、これらが子どもの非行化に果たしている悪影響も無視することはできない。

結びにかえて

本稿では、少年非行と家族関係、特に家族のどの要因が少年の非行化を促進していると指摘されてきたかを中心に検討してきた。そこで、非行原因として、従来指摘されてきたひとり親家庭、両親のいない家庭や貧困家庭よりも、両親も揃い貧困でもない家庭内における不適切な親子関係、家族間の不調和や葛藤、不健康な緊張状態、意思疎通の欠如などという人間関係や家族機能の障害がもっと重要な位置を占めるようになってきたのではないかと推論することができた。

そうであるなら何故、平凡な家庭の子どもが非行に走るのだろうか。実父母が揃いながら、親としての役割をはたしていない者が多いのではないかと、親子の間に、意識の断絶があるのではないかと、今日の中流家庭の中には、子どもに対して、社会的な統制の機能を果たしていないものがあるのではないかなど、考えなければならない問題となっている。

<注>

- 1) 馬場謙一・福島章・小川捷之・山中康裕捷編『攻撃性の深層—日本人の深層分析(4)』(有斐閣、1990年)23頁。
- 2) 山根清道『犯罪心理学』(共立出版、1956年)9-10頁。
- 3) 人格をエス、自我、超自我という心の装置として理解しようとしたフロイトの理論に関しては、フロイト著/小此木啓吾訳「自我とエス」『フロイト著作集 第6巻』(人文書院、1982年)263-299頁、小此木啓吾・馬場謙一編『フロイト精神分析入門』(有斐閣、1981年)166-168頁を参照。
- 4) 遠藤辰雄『非行心理学 現代心理学シリーズ8』(朝倉書店、1974年)121頁、麦島文夫『非行の原因』(東京大学出版会、1990年)106頁。
- 5) 小此木啓吾・前掲(注3)166-209頁、樋口幸吉「非行とは何か」樋口幸吉編『講座 少年非行1 実態と原因』(明治図書出版株式会社、1968年)130-132頁、高橋雅春『非行少年の類型』(文教書院、1970年)122-124頁、馬場謙一・前掲(注1)23頁、遠藤辰雄・前掲(注4)121頁、麦島文夫・前掲(注4)106頁、山口透『少年非行学』(有信堂高文社、1984年)26-27頁を参照。
- 6) 樋口幸吉・前掲(注5)130頁。
- 7) 福島章「非行心理学入門」中公新書788号1985年、60-61頁。
- 8) 女の子の場合は、エレクトラ・コンプレックスという。女の子は自分の性器が男の子と違うことに気づくと、男の子をうらやみ、母に失望し、父の性的願望を抱く。男の子と場合とちょうど逆に近親相姦心理である。女の子は、母の愛情を失う不安から、父への性的願望と母への憎しみを抑圧し、母親に同一化して女らしさを身につける(岩井紀子「子どもの社会化と親子関係」石川実編『現代家族の社会学』(有斐閣ブックス、1997年)158頁)。
- 9) 樋口幸吉・前掲(注5)130頁。
- 10) シグムント・フロイト著古沢平作訳「精神分析学概説」現代のエスプリ第96号1975年46-54頁。
- 11) 岩井紀子・前掲(注8)158頁。
- 12) 正常な犯罪者とは著しい反社会的特徴をもっておらず、超自我が非行を責めるため、犯罪行動をしてから罪悪感をいだく者である。
- 13) 高橋雅春・前掲(注5)128-129頁。
- 14) 神経症的犯罪者は、無意識の衝動、例えば、抑圧された性欲や敵意が形を変えて犯罪となったり、無意識に持っている罪悪感のため罰せられようとして犯罪を行う者である(平尾靖『「新版」非行心理の探究』(大成出版社、1984年)46頁)。
- 15) 高橋雅春・前掲(注5)123頁、樋口幸吉・前掲(注5)130-132頁、福島章・前掲(注7)60頁、安香宏・「非行における非社会的特質の変容」犯罪と非行第116号1998年、62-65頁、藤岡淳子『非行少年の被害と被害-非行心理臨床の現場から』(誠信書房、2001年)219頁以下参照。

- 16) 安香宏・前掲(注15)62-65頁。
- 17) 高橋良彰・渡辺和美『第二版 新犯罪社会心理学』(学文社、2004年)30-33頁。
- 18) 松本良枝「第7章 家出・問題行動・非行と親子関係」国谷誠朗編『講座家族心理学第3巻 親と子—その発達と病理』(金子書房、1988年)199頁。
- 19) 社会的学習という言葉は、一般に、他者の影響を受けて、社会的習慣、態度、価値観、行動を習得していく学習を指す(渡辺弥生「社会的学習」中島義明[ほか](編)『心理学事典』(有斐閣、1999年)366頁)。
- 20) A・バンデュラ著/原野広太郎・福島脩美訳『人間行動の形成と自己制御 - 新しい社会的学習理論』(金子書房、1974年)11頁。
- 21) 「日本版への序文」・前掲(注20)1頁、A・バンデュラ著/原野広太郎・福島脩美訳『社会的学習理論』(金子書房、1979年)14頁。
- 22) 前掲(注20)40頁。
- 23) 前掲(注20)25-28頁。
- 24) A・バンデュラ編/原野広太郎・福島脩美訳『モデリングの心理学 観察学習の理論と方法』(金子書房、1974年)53頁。
- 25) 前掲(注20)40-43頁。
- 26) A・バンデュラ「モデルの強化随伴性が模倣反応に及ぼす影響」・前掲(注24)123-137頁。
- 27) 前掲(注20)30頁。
- 28) 前掲(注24)20頁。
- 29) 社会的統制理論の詳細は、T.ハーシ著/森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて』(文化書房博文社、1995年)29-48頁、G.B.ヴォルド・T.J.パーナード著/平野龍一・岩井弘融監訳『犯罪学—理論的考察(原書第3版)』(東京大学出版会、1990年)276-287頁、宮澤浩一・藤本哲也・加藤久雄編『犯罪学(青林法学双書)』(青林書林、1995年)117-123頁、麦島文夫・前掲(注4)116-120頁、清永賢二・徳岡秀雄著『逸脱行動論』(放送大学教育振興会、2002年)137頁、福島章・前掲(注7)60-61頁、藤岡淳子・前掲(注15)225-226頁、安香宏「最近の少年非行の特徴について」罪と罰通巻104号第26巻4号1989年9-10頁、高橋良彰『新犯罪社会心理学』(学文社、1999年)56頁、澤登俊雄[ほか]編著『新・刑事政策』(日本評論社、1993年)47-48頁、西村春夫[ほか]著『少年非行を見る目に確かさを』(成文堂、2004年)34-38頁、高橋良彰・渡辺和美・前掲(注17)58-59頁を参照。
- 30) 我妻洋「アメリカにおける非行理論の展開」家庭裁判月報第33巻第12号1981年、13頁。
- 31) ハーシが「統制理論(control theory)」と名付けて総括した非行に関する諸理論は、逸脱に走らせる動機、つまり、「人はなぜ社会のルールに従わないのか」ではなく、むしろ、「人はなぜ社会のルールに従うのか」を問題にするという、それまでとはまったく逆のパターンで非行を考察する一種の性悪説とみなされる(安香宏・前掲(注29)10頁)。我妻洋・前掲(注30)13-16頁参照。
- 32) T.ハーシ著・前掲(注29)参照。
- 33) G.B.ヴォルド・T.J.パーナード著・前掲(注29)276頁、宮澤浩一・前掲(注29)118頁参照。
- 34) 高橋良彰・前掲(注17)59頁。
- 35) commitment に関しては「投資」や「繋留」、「人生関与」、「傾倒」という訳があるが、本稿ではT.ハーシ著・前掲(注29)に従い「生活上の投資」を用いることにする。
- 36) 宮澤浩一・前掲(注29)118-119頁参照。
- 37) involvement に関しては「巻き込み」や「包み込み」、「関与」、「忙殺」、「かかわりあい」という訳語が充てられているが、本稿では「巻き込み」を用いることにする。
- 38) 宮澤浩一・前掲(注29)118頁参照。
- 39) belief に関しては「規範概念」や「所信」、「信念」という訳語が充てられているが、本稿では「規範概念」を用いることにする。belief とは「非合法性否定意識の強度を指す」(安香宏・前掲(注29)10頁)。
- 40) 宮澤浩一・前掲(注29)119頁参照。
- 41) 安香宏・前掲(注29)10頁。
- 42) 藤田弘人「犯罪・非行研究における家族の問題」犯罪と非行第93号1992年28頁。
- 43) 樋口幸吉・前掲(注5)110頁。
- 44) 藤田弘人・前掲(注42)28頁。
- 45) 星野周弘「非行の家庭要因」『非行原因に関する総合的調査研究(第3回)』(総務省青少年対策本部1999年200-213頁、生島浩「非行少年と家族」後藤弘子編『子どもの人権双書5 少年非行と子どもたち』(明石書店、1999年)232-235頁、藤井昌彦「少年非行の家庭的要因」家庭裁判月報第26巻第11号1974年99-116頁。

少年非行の原因としての家族関係(金)

- 46) 望月嵩「非行理論と少年保護」平野龍一編『講座少年保護 1 少年非行と少年保護』(大成出版社、1982年) 269 - 271 頁。
- 47) 岩井弘融「矯正における犯罪社会学の課題」刑政第 79 巻第 8 号 1968 年、20 - 26 頁、那須宗一「家族構造と非行」那須宗一・橋本重三郎『犯罪社会学』(川島書店、1968 年) 92 - 93 頁、望月嵩・前掲(注 46) 257 - 271 頁参照。
- 48) 望月嵩「犯罪者とその家族へのアプローチ」犯罪社会学研究第 14 号 1989 年 57 - 69 頁。
- 49) 大庭絵里「少年事件とマス・メディア」後藤弘子編・前掲(注 45) 252 - 253 頁参照。
- 50) 望月嵩・前掲(注 48) 59 - 62 頁参照。
- 51) 藤田弘人・前掲(注 42) 28 頁。
- 52) 吉岡征雄「非行・問題行動の防止と親の役割」犯罪と非行 75 号 1988 年 2 頁。
- 53) 内閣府政府広報室が 1988 年と 1995 年に行った「少年非行問題に関する世論調査」では、少年が非行に走る最も大きな原因として家庭が 47.1%と 46.7%としてトップを占めた。次が少年自身で 22.5%と 25.4%として 2 位を占めた。
- 54) 詳細は、拙稿「少年非行と非行少年概念の変容と特色」現代社会文化研究第 37 号 2006 年 58 頁の表 2 と表 4 を参照。
- 55) ここでは、富裕または普通以外の家庭に属する少年を貧困家庭に属する者とする。
- 56) 水島恵一『非行臨床心理学』(新書館、1962 年) 77 頁。
- 57) 水島恵一・前掲(注 56) 77 - 78 頁、堀内守「犯罪・非行事例から見られる家族関係のひずみ」犯罪社会学研究第 10 号 1985 年 17-32 頁、徳岡秀雄『「欠損」家族は非行原因か』犯罪社会学研究第 10 号 1985 年 34 頁以下参照。
- 58) 昭和 54 年版犯罪白書 227 頁。
- 59) 詳細は、拙稿「少年非行と非行少年概念の変容と特色」現代社会文化研究第 37 号 2006 年 58 - 59 頁の表 2、表 3、表 4 と表 5 を参照。昭和 42 年版犯罪白書から生活状態別の分類細目が「極富 - 上流 - 中流 - 下流 - 極貧」から「富裕 - 普通 - 貧困 - 要扶助」に変更された。
- 60) 拙稿「少年非行と非行少年概念の変容と特色」現代社会文化研究第 37 号 2006 年 43 - 60 頁参照。
- 61) 望月嵩・本村汎編『現代家族の危機』(有斐閣、1999 年) 119 頁。
- 62) 山口透・前掲(注 5) 144 頁以下。
- 63) 4 のデータは麦島文夫「非行原因に関する総合的調査研究」(第 1 回・第 2 回の結果は犯罪と非行第 85 号 1990 年、96 頁以下、<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html> 2005 年 12 月 2 日参照。
- 64) 1 から 5 までのデータは吉岡征雄・前掲(注 52) 2 - 3 頁参照。
- 65) <http://www8.cao.go.jp/survey/s63/S63-07-63-10.html> 2007 年 1 月 13 日。
- 66) <http://www8.cao.go.jp/survey/h07/H07-06-07-04.html> 2007 年 1 月 13 日。
- 67) 牧野暢男『青少年規範学習と逸脱抑制に関する研究』2001 年 37 - 48 頁。
- 68) 星悦子・小宮山要・川田三夫・椎名正平・「両親の認知像に関する研究」60 - 67 頁。
- 69) 伊藤富士江・「性非行で補導された女子少年の性行動と性意識」西村春夫編『少年非行 - その実態・原因・対応の分析 - 1975 ~ 1988 』(ソフトサイエンス社、1989 年) 346 - 357 頁。
- 70) 売春群と性非行群を合わせた女子少年を性補導女子と呼ぶ。
- 71) 麦島文夫・大川力・前掲(注 45) 185 - 199 頁。
- 72) 家族の中に祖父母の一方又は両方がいる場合を 3 世代家族と呼ぶ。
- 73) 平成 15 年版犯罪白書 347 - 362 頁。
- 74) 玉井正明・玉井康之『少年の凶悪犯罪・問題行動はなぜ起きるのか - 事件から学ぶ学校・家庭・地域の役割とネットワークづくり』(ぎょうせい、2004 年) 58 頁では、共働きの両親と会社員の兄の 4 人家族であるとしているが、5 人家族と思われる。
- 75) 少年 A は異性が身に付けていたものに性欲を感じていた。
- 76) 玉井正明・前掲(注 74) 61 頁。
- 77) 森下香枝『「父性の不在」- 凶悪犯 4 人の深層ルポ』(文藝春秋、2000 年 7 月号) 176 頁以下参照。
- 78) 玉井正明・前掲(注 74) 70 - 71 頁。
- 79) 玉井正明・前掲(注 74) 80 - 86 頁。
- 80) 「真の親の愛と過保護・過干渉は子どもを可愛いと思う点は共通している。一方前者は子どもの人格を認め、子どもを受容する中で生ずるが、後者は自分自身の感情を押し付け、自己満足のための愛である」(松本良枝・前掲(注 18) 200 頁参照)。

主指導教員(南方暁教授) 副指導教員(国谷知史教授・成嶋隆教授)